

第1回北海道感染症危機管理対策本部会議 議事録

日時：令和2年1月28日（火） 21:08～21:28

場所：テレビ会議室

【副本部長（中野副知事）】

それでは、これより、北海道感染症危機管理対策本部の第1回本部員会議を開催いたします。

本日は、本部員の各部局長の方々のほか、北海道厚生局、小樽検疫所、道医師会、保健所設置市の皆様にもご参加をいただいております。今後この体制で連携して取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは早速議事に入ります。

まず、新型コロナウイルス関連肺炎につきまして、発生状況及び現時点での対応状況について、保健福祉部長からご報告をお願いします。

【保健福祉部長】

本日、道内における、新型コロナウイルス関連肺炎の患者の確定例が発生しましたので、状況などについてご説明申し上げます。

お手元に資料をお配りしておりますので、資料に沿ってご説明いたします。

まずはじめに、1ページをご覧ください。道内の発生事例ですが、40代女性、武漢市に居住しており、1月21日に来日し、1月22日に来道、1月26日は体調不良のため外出せずにいたところ、夜間に咳、発熱があり、27日に道内の医療機関を受診し、入院となったもので、胸部レントゲン検査にて肺炎像があり、インフルエンザは陰性でした。

現在、熱は残っていますが、容態は安定しています。国立感染症研究所での検査の結果、新型コロナウイルスが陽性と確認されました。

行動歴は、日本に来てからはマスク着用。武漢市の華南海鮮城（海鮮市場）への訪問はありません。

今回、道内での感染者の確定例が発生したことにより、国内の感染者は、昨日現在で4名となっておりますが、本日になりまして6名、7名と順次増えている状況にあります。先に報告された4名は、軽快及び現在は症状がない状況と聞いております。

1枚めくっていただいで国外の発生状況を表にしておりますが、1月24日現在の資料であります。参考までに、中国での感染者が2,744名、死亡80名と書いておりますが、現時点では死亡者は100名を超えるという状況になっていることについて、最新情報をご確認ください。

国の対応については、後ほど、別資料によりご説明します。

3に道の対応を書いておりますが、ホームページの活用による医療機関との連動・連携、検査体制の整備、ホームページ等による道民へのメッセージの発信や関係団体に対する注意喚起などを図ってきているところでございます。

本日までの関係会議の開催状況は、1月23日に情報共有のため庁議を開催し、さらに翌日には情報共有のための庁内や全道的に迅速かつ適切な防疫対策を行うため、北海道感染症危機管理対策本部幹事会を開催し、庁内連携などを図ってきたところでございます。

次に3ページをご覧ください。患者への対応についてであります。保健所が調査を行い、発症後はマスクを着用していたこと、濃厚接触者は、本人のほか、旅行の同行者2名であったこと

を確認しております。

濃厚接触者への対応については、保健所が調査を行い、2名とも症状はなく、うち1名が2月4日に帰国予定であることを確認しております。

関係保健所において、国内の濃厚接触者については、最終接触から14日間、出国する濃厚接触者については、出国までの間、健康状態を確認します。

続いて、国の対応についてでございます。4ページに国の閣僚会議の資料を付けております。

1月24日の閣僚会議資料でございますが、この中で関係のある部分についてご説明いたします。

6ページをお開きください。新たな検疫等の対策パッケージとして実施することとして指示をされておりまして、水際の対策、あるいは武漢市以外での流行が拡大した場合の医療体制などについて、確認をされている状況になります。

また、9ページにありますとおり外務省海外安全ホームページより抜粋した資料を添付しておりますが、WHOが1月23日に開催した緊急委員会の結果を受け、1月24日に武漢市を含む中国湖北省の感染症危険情報をレベル3の渡航中止勧告に引き上げました。

また、本日午前、閣議を行い、新型コロナウイルスに関連した感染症を感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定するなど対策が強化されております。

今後は、感染症法に基づき、患者に対する入院措置や公費による医療の提供、医師の届け出による患者の把握、患者発生時の接触者調査などが可能となりますので、今後、届出基準などの詳細を把握のうえ、関係医療機関、保健所に周知徹底を図り、法に基づいた国内対策に確実に取り組んでまいります。

11ページをご覧ください。新型コロナウイルス感染症に対する道の対策についてまとめております。

まず、発生時の対応についてですが、これまでの保健所を通じて医療機関の方々に対し、国の通知に基づく対応を依頼し、医療機関からの問い合わせに随時対応してきております。

また、春節を迎えて多数の方々を利用する宿泊施設に対して、感染が疑われる宿泊者を把握した場合の対応について注意喚起及び協力依頼を行ってまいりました。

国立感染症研究所における新型コロナウイルス検査で陽性が判明した患者と接触者に対する行動調査等を実施し、濃厚接触者に対しては、最終接触から14日間、健康状態を把握することとしています。

今後は、これらの取組に加え、今般、指定感染症に指定されることにより、「感染症指定医療機関」への入院等の新たな診療体制となりますので、その徹底に向けて、必要な情報を医療機関の皆様方に周知し、対策の徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、国立感染症研究所から地方衛生研究所に対して、新型コロナウイルス検査に必要な試薬等の配布作業中であり、道立衛生研究所においては検査体制が順次整うような状況になってきているところであります。

下段の方に情報提供等を書いておりますが、これまでも、ホームページによる予防対策等の情報提供や保健所における相談対応を実施してきております。一方で、12ページになりますが、厚生労働省におきまして、新型コロナウイルスに係る電話相談窓口であるコールセンターを本日から設置されているという状況にありますことから、これにつきましても道のホームページなどによりまして周知をし、様々な方々の不安の解消、正確な理解といったものの対応に寄与するような取組を進めていきたいと思っております。

11ページにお戻りいただいて、宿泊施設、飲食店、遊技施設等への注意喚起、外国人相談センターへの協力依頼を行っており、今後は、ホームページに新型コロナウイルス感染症に関する正

確な情報をよりわかりやすく掲載するなどの対応を行ってまいりたいと考えております。

10ページには、患者の発生を想定した対応フローを付けてございますが、国、道、医療機関がそれぞれどのような流れで仕事をしていくかという一覧となっておりますので、後ほど皆さんにおいて、この流れについてしっかりとご確認をお願いしたいと思います。

説明は以上となります。

【副本部長（中野副知事）】

それでは、引き続きまして、関連する各部から報告をお願いいたします。

まず、総合政策部、お願いします。

【総合政策部長】

総合政策部です。2点対応状況について報告させていただきます。

資料はありませんが、口頭にて報告させていただきます。

まずは、交通面での対策ですが、道内の航空関係の対応状況ですが、各航空会社が厚生労働省からの要請に基づきまして機内における注意喚起を実施しております。

一部航空各社においてはチェックインカウンターでの検温も行っているところでございます。

また、中国からの定期航空路線が運航している新千歳空港におきましては、空港ビルを運営する北海道エアポート株式会社が、従業員やテナント各社におけるマスクの着用の励行、トイレ、手すりなどの除菌等の対策を行っているところでございます。

今後の中国路線の運航につきましては、既にご承知のとおり中国当局におきまして、武漢を出発いたします航空機や列車の停止、さらには中国からの海外団体旅行、一部個人旅行の停止の措置を現在講じているところでございまして、各航空会社から予約状況の聞き取りを行ったところによりますと、総じて予約が減少しているという報告が入ってございまして、今後の対応につきましては、各社において検討中との状況でございますので、当部としても引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えてございます。

その他の港湾関係でございますが、現在道内35港湾がございまして、

状況といたしましては、国際旅客船ターミナルは道内にはございません。

また、クルーズ船の寄港もない現状となっております。

鉄道、バス、タクシー関係についてでございますが、咳エチケットあるいは、手洗い等通常の感染症対策について留意するよう国から、各交通事業者へ通知がされているところでございます。

道といたしましては、今後とも国からの情報収集に努めるとともに、道内の交通事業者の皆様と連携、協力を図りながら、注意喚起等を引き続き行っていきたくと考えております。

続きまして、外国人の皆様へのサポートの状況でございますが、今般、道内での患者が発生したことを踏まえまして、在住外国人の方々へのサポートを一層強化する必要があると考えており、在札幌総領事館あるいは北海道外国人相談センターと連携を密に致しまして、各機関のホームページやSNSを活用した感染症予防の情報発信、また、北海道外国人相談センター相談員や電話通訳システムを活用した通訳サポートに取り組むこととしております。

このほか、保健福祉部と連携を致しまして、外国人の方々の診察を円滑に行うための問診票等の翻訳ですとか、あるいは職員等による通訳対応を行う予定でございまして、

また、市町村の皆様からのお問合せについても国際課等で丁寧に対応してまいりたいと考えてございます。

総合政策部の説明については、以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

次に、経済部、お願いします。

【経済部次長】

経済部でございます。今回の新型コロナウイルス関連肺炎の流行によりまして、経営に影響を受けている道内の中小企業の方々をご支援するために、経営及び金融の相談に対応した特別相談室を明日付けで本庁及び各振興局に設置することとしております。

それから、資金的な支援として、道の中小企業総合振興資金の低利融資を適用することとしております。

以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

次に、観光振興監、お願いします。

【観光振興監】

本道観光への影響などについてご説明いたします。中国からの来道観光客数は年々増加しておりまして、特に1月から3月は中国の旧正月に当たる春節があることなどから、年間で最も入込が多い時期であります。こうした中、中国では、今回の新型コロナウイルス関連肺炎の集団発生に伴いまして、中国政府は、皆さんご承知のとおり、1月27日以降に出発する海外向け団体旅行などを規制することを開始しております。規制の対象につきましては、団体ツアーと宿泊付き航空券のパッケージ商品を利用した個人旅行でありまして、こうした方々は来道観光客の約5割弱を占めておりますことから、宿泊業をはじめとする道内観光関連産業に大きな影響を与えかねない状況となっております。

このため、先ほど保健福祉部長からも説明がありましたとおり、注意喚起を宿泊事業者などに行ったほか、今後については、関係団体との連携のもと、ホテル、旅館、バス、レンタカー、フェリー、その他有料観光施設などを対象として、人数や損失額など、キャンセル状況の詳細につきまして、明日から調査を実施します。速やかにこうした状況把握に努めるとともに、北海道観光振興機構や観光業界の皆様方と連携し、今後の対応について鋭意検討してまいります。

以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

その他、ご発言はありますでしょうか。

オブザーバー参加をされている皆さんからも何かありませんでしょうか。

それでは、今後の対応につきまして、本部長からご指示をお願いいたします。

【本部長（知事）】

新型コロナウイルスに関連した肺炎について、国内でも報告をされており、今日道内で初の感染者が確認をされました。国内外の感染拡大の状況を踏まえ、国においては、本日報告がありましたが、この新型肺炎を感染症法による指定感染症などに指定することが閣議決定されました。

法に基づく対応について、保健所相互の連携、医療機関との連携、情報共有を徹底し、適切に対応していただきたいと考えています。

また、正確な情報をわかりやすく提供することによりまして、不安を解消するということが重要であります。先ほど話がありました、ホームページによります情報発信はもちろんのこととして、保健所においても丁寧に対応できる体制について、速やかに整えていただきたいと思います。

そして、国、保健所設置市と連携をして、北海道全体での相談体制を充実させ、関係各部においても関係機関に対して、情報提供をしていただきたいと思います。

まずは、感染拡大を防ぐことが何よりも重要であるということは、私が言うまでもないことですが、先ほど、経済部、そして、観光の観点からも懸念がありました。様々な課題がございます。当面の影響について、速やかに把握をするために各部において対応をしていただきたいと思います。

道民の皆さま、そして本道を訪れる方々には、日頃から手洗いやマスクなどの基本的な感染予防を改めて徹底していただきたいと思います。

また、咳や発熱などの症状があり、武漢市から入国された方や症状がある方と接触があった方については、事前に連絡をした上で速やかに、医療機関を受診していただきたいと思います。

報道関係の皆さんにおかれましては、先ほど国でコールセンターを設置したということについて、大臣から報告があったところがございますが、我々も相談体制について、しっかりと体制を整えてまいりますので、報道関係者の皆さまにも、周知についてご協力をいただければ大変ありがたいと思っております。

各部、関係者一丸となって、感染拡大防止に全力で向き合っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【副本部長（中野副知事）】

それでは以上をもちまして、第1回北海道感染症危機管理対策本部会議を終了いたします。